

発行日:令和3年6月9日

担当:会員サービス課

service@niigata-cci.or.jp

〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階

URL <https://www.niigata-cci.or.jp>E-mail office@niigata-cci.or.jp

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る 「月次支援金」のご案内

2021年の4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金が給付されます。給付に当たっては、一時支援金の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化を図り、申請者の利便性が高められています。

※対象月における下記(P2)、時短営業の協力金の支給対象となっている事業所は給付対象外です。誤って受領することのないよう、よくご確認ください。

給付要件について

要件1

対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という。）に伴う
飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※4

要件2

2021年の**月間売上が**、2019年又は2020年の同月比で**50%以上減少**

給付額

= 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上

中小法人等

上限**20**万円/月

個人事業者等

上限**10**万円/月

対象月

対象措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で、**売上が50%以上減少した2021年の月**

基準月

2019年又は2020年における**対象月と同じ月**

申請受付期間

4月・5月分：2021年**6月中下旬～8月中下旬**、6月分：2021年**7月1日～8月31日**

※1 新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく「新型コロナウイルス等緊急事態措置」

※2 新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項の規定に基づく「新型コロナウイルス等まん延防止等重点措置」

※3 申請者の利便性向上のために一時支援金の仕組みを用いることから、一時支援金事務局が月次支援金事務局を兼ねることとします。

※4 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、**同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること**です。

詳細はこちらをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html



【お問合せ】 月次支援金事務局 相談窓口

TEL0120-211-240 IP 電話等 03-6629-0479（通話料がかかります）

（土日、祝日含む全日対応 8：30～19：00）

時短営業の協力金「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」 の申請忘れにご注意ください！

新潟市では、新潟県が行った営業時間短縮の協力要請に全面的に協力した飲食店等に対し、協力金の支給を行っています。**6月30日（水）まで**の申請をお忘れなきようお願いを付けください。

支給額や申請に必要な書類等の詳細は、こちらをご覧ください。

https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha_covid19/kakudaibousshi.html

【お問合せ】新潟市営業時間短縮協力金センター

TEL025-247-7161（土日祝日を除く 9:00～17:00）



申請お急ぎください！新潟市パーティション設置促進事業のご案内

新潟市では、飲食店等を対象に飛沫感染を防止するためにパーティションを設置する経費を補助します。**※予算上限に達した場合、期間中でも申請受付を終了することがあります。**

【補助上限】

5万円 ※かかった費用によって、補助額が変動します

【補助対象経費】

令和3年4月1日～6月30日までに購入した、アクリル板など、飲食サービスを提供する場所の飛沫感染を防止するもの

※原則として、5/31以降に購入するものは市内業者に発注したものに限り。

【補助対象者】

客席を設け、不特定多数の方に店内飲食を提供する店舗

※申請は1店舗1回限り。店舗を複数有する場合は1店舗ごとに申請が可能。

【申請書受付期間】

令和3年**5月31日（月）～6月30日（水）**※郵送受付のみ

詳細はこちらをご覧ください。

https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha_covid19/partition.html

【お問合せ】新潟市経済部商業振興課

TEL025-226-1633 E-mail: shogyo@city.niigata.lg.jp



飲食関連事業者等を対象とした「新潟県事業継続支援金」受付開始

新潟県では、飲食店の売上減少により、長期にわたり厳しい経営状況が続いている飲食関連事業者等に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

【対象者】県内の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供し、県内に本社又は本店を有する法人又は個人（タクシー事業者・自動車運転代行業者を含む）

【支給額】**20万円（県内で複数店舗又は事業所を運営する事業者は40万円）**

【支給要件】令和2年12月から令和3年8月までの期間において、事業者全体の売上高が2か月連続して前年同月比で20%以上減少していること

【申請期間】令和3年**6月1日（火）～9月30日（木）**※郵送受付のみ

詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/insyokukanren.html>

【お問合せ】事業継続支援センター

TEL025-248-7270（土日祝日を除く 9:00～17:00）





同一労働同一賃金への対応（人事制度の改定と就業規則・賃金規程等の改定）

今回は、同一労働同一賃金ガイドライン（厚生労働省告示第430号）（平成30年12月28日）から具体的な対応について確認して行きたいと思います。

● 不合理な待遇差とは？

短時間労働者・有期雇用労働者の待遇に関して、待遇差が不合理なものか否か、原則となる考え方と主な具体例は以下のとおりです（「同一労働同一賃金ガイドライン」より）。

1 基本給

労働者の「①能力・経験」、「②業績・成果」、「③勤続年数」に応じて支給するもの

①②③が通常の労働者と同一であれば同一の支給をし、違いがあれば違いに応じた支給をしなければならない。

【問題とならない例】

A社においては、同一の職場で同一の業務に従事している有期雇用労働者であるXとYのうち、能力又は経験が一定の水準を満たしたYを定期的に職務の内容及び勤務地に変更がある通常の労働者として登用し、その後、職務の内容や勤務地に変更があることを理由に、Xに比べ基本給を高く支給している。

【問題となる例】

労働者の能力又は経験に応じて支給しているA社において、通常の労働者であるXが有期雇用労働者であるYに比べて多くの経験を有することを理由として、Xに対し、Yよりも基本給を高く支給しているが、Xのこれまでの経験はXの現在の業務に関連性を持たない。

2 賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するもの

通常の労働者と同一の貢献である短時間・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、通常の労働者と同一の賞与を支給し、貢献に一定の相違がある場合においては、その相違に応じた賞与を支給しなければならない。

【問題となる例】

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給しているA社において、通常の労働者であるXと同一の会社の業績等への貢献がある有期雇用労働者であるYに対し、Xと同一の賞与を支給していない。

3 通勤手当

短時間労働者・有期雇用労働者にも通常の労働者と同一の支給をしなければならない。

4 福利厚生施設（給食施設、休憩施設及び更衣室）

通常の労働者と同一の事業所で働く短時間労働者・有期雇用労働者は、通常の労働者と同一の福利厚生施設の利用を認めなければならない。

※詳細についてはガイドラインを参照してください。

● 事業主に求められることは！

- 1 基本給や手当及び厚生施設の利用について、当社の状況が法の内容に沿っているか点検を行いましょう。
- 2 法違反と認められる可能性がある事項については、改善への対応を実施する必要があります。
- 3 同一労働同一賃金への実務上の対応として、関連する人事制度の体系整備、就業規則、賃金規程等を改定することが必要です。

正社員と短時間労働者・有期雇用労働者の待遇の違いはありますか？



待遇に違いがある場合その違いを説明できますか？



待遇の違いが不合理であると判断される可能性がある場合は、不合理な待遇の違いの改善に向けて、取組を進めましょう。

正社員と短時間労働者・有期雇用労働者の待遇の違いについて現状分析と対応方針の検討

違いを設けている待遇		違いを設けている理由	対応方針
例1	通勤手当	短時間労働者・有期雇用労働者は、労働契約の期間に定めがあり、職務内容が正社員と異なるため支給していない。	労働契約の期間の定めの有無や職務内容が異なることが、通勤に必要な費用を支給しない理由にはならないので、短時間労働者・有期雇用労働者を含めた全社員に通勤手当を支給することを検討する。
例2	精皆手当	短時間労働者・有期雇用労働者は、勤務日数が少ないため、支給していない。	正社員と短時間労働者・有期雇用労働者は職務の内容が同じであり、一定数の業務を行う人数を確保するため出勤を奨励するという目的は同じため、勤務日数が少ない分を比例的に減額する等して支給することを検討する。
例3	賞与	短時間労働者・有期雇用労働者の業務は定型業務であり、ノルマを課しておらず、業務による会社への貢献が一定のため、業務にかかわらず一律の支給としている。	正社員は、責任が重く、複雑な業務を行っており、会社の業績への貢献が悪ければ賞与を支給しないことがある。一方、短時間労働者・有期雇用労働者は、貢献に見合った金額を支給しており、その違いが不合理とは言えないため、直ちに対応は不要と考える。
例4	賞与	短時間労働者・有期雇用労働者は、人事評価を行っておらず、貢献度を評価できないため支給していない。	人事評価を行わないことが賞与を支給しない理由にはならないので、短時間労働者・有期雇用労働者を対象とした人事評価を行い、成績等を踏まえた賞与の支給を行うことを検討する。
例5	給食施設（食堂）	食堂が狭く、全員が利用できないため。	食堂が狭いことが短時間労働者・有期雇用労働者が食堂を利用できない理由にはならないので、全員が食堂を利用できるよう休憩時間をずらすことを検討する。
例6	基本給	正社員には月間の販売ノルマがあるため責任が重い、短時間労働者・有期雇用労働者にはノルマがなく、責任の程度が異なるため。	基本給の差が、販売ノルマ相当の差かどうか検証し、改善の必要がないか検討する。

出典：「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」（厚生労働省）より

☆詳しい内容については、労務管理の専門家にお聞きください！新潟県社会保険労務士会ホームページ <http://www.sr-niigata.jp/>



水分補給のポイント

(一社)新潟県労働衛生医学協会

健康づくり推進部 保健師 丸山 要子

気象庁の予報によると、今年の夏も暑くなりそうです。暑い夏は特に、意識して水分を多めに摂っている方も多いのではないのでしょうか。

しかし、水分補給の仕方を誤ると、逆に脱水状態を引き起こすこともあります。今回は、暑い夏を乗り切るための水分補給のポイントについてお話します。

1 水分補給はなぜ必要か

人間のからだの約60%は水分といわれています。水分には体の機能を維持する働きがあり、血液となって体中に酸素や栄養を運ぶ役割、体内の老廃物を尿や便として排出する役割、汗となって放熱し体温調節する役割などがあります。これらの機能を維持するために、1日2.5Lの水が必要といわれています。水分の5%を失うと脱水症状が現れ、脳梗塞や心筋梗塞を起こすことがあります。20%を失うと死亡の恐れがあります。そのため、適宜の水分補給が必要となります。

2 水分補給のポイント

・摂取量の目安

1日の水分必要量のうち、半分を食事から摂るため、残りの半分を飲み物から摂るのが目安になります。水分は一度に大量に摂取しても、ほとんどが尿としてすぐに排出されるため、のどが渇く前に、こまめに摂るようにしましょう。

・摂取する水分の種類

基本的には、水または、麦茶です。汗を大量にかく場合には、塩分や糖分を含む経口補水液などの利用が勧められています。スポーツ飲料などの清涼飲料水は、砂糖や塩分などの濃度が高く、摂り過ぎると、糖尿病などの生活習慣病の原因となります。摂る際は、量に注意しましょう。また、アルコールやカフェインを含む飲料は、尿の量を増やし脱水症状を引き起こすため、控えるようにしましょう。

なお、当会では、保健師、管理栄養士による生活習慣に関するセミナーをおこなっています。どうぞお気軽にご連絡ください。

電話：025-370-1945

(新潟県労働衛生医学協会

健康づくり推進部)



新潟商工会議所 にいがた産学官金連携推進ネットワーク オンライン5Gセミナー開催！

【日 時】 令和3年6月24日（木）

16:00～17:00

【内 容】 ローカル5Gを活用したビジネスモデル

【講 師】 東日本電信電話(株) 新潟支店
副支店長 折笠 剛士 氏



【会 場】 オンライン開催

(Google Meet 使用)

【受講料】 無料（当所会員限定）

【定 員】 230名（定員に達し次第締切）

【申込期限】 6月21日（月）



お申込・詳細はこちら

<https://www.niigata-cci.or.jp/archives/10367>

【お問合せ】 会員サービス課 TEL 025-290-4209

新潟商工会議所 地域グルメサイト

「新潟うまいもの」



会員限定
掲載無料

新潟市内の飲食店を中心に、美味しいお店や料理の数々を、いくつかのジャンルごとに写真や動画などのビジュアルを使ってご紹介します。200店舗以上掲載し、Twitter、メールマガジンでも情報発信中。**当所会員事業所は掲載料無料です！**ぜひお店の広告宣伝・広報ツールとしてお役立てください。

詳細はこちら

<http://www.umaimono-niigata.jp/>

【お問合せ】 まちづくり支援課 TEL025-223-6272





渡辺 和博／わたなべ・かずひろ 日経BP総合研究所 上席研究員。1986年筑波大学大学院理工学研究科修士課程修了。同年日本経済新聞社入社。IT分野、経営分野、コンシューマ分野の専門誌編集部を経て現職。全国の自治体・商工会議所などで地域活性化や名産品開発のコンサルティング、講演を実施。消費者起点をテーマにヒット商品育成を支援している。著書に『地方発ヒットを生む 逆算発想のものづくり』（日経BP社）。

新しい「横須賀ストーリー」を探して

神奈川県横須賀市の中心市街地にある京浜急行電鉄横須賀中央駅では、発車メロディーで山口百恵さんが歌った「横須賀ストーリー」の一節が流れます。多くの楽曲にうたわれた横須賀も近年は人口が減少しており、住むまちとしての地域活性化にあれこれ取り組んでいます。

横須賀のご当地ヒット商品といえば、よこすか海軍カレーやスカジャンが代表的です。古くは江戸時代の鎖国から開国を促したペリー来航の地である浦賀や、上陸地の久里浜も横須賀市ですし、現在も海上自衛隊や米海軍の基地などがあります。

海軍カレーはこうした歴史や風土を踏まえて企画されたもので、海上自衛隊の船舶や潜水艦などの乗組員向けに出されているカレーのレシピに基づいて商品化されています。これまでの横須賀が持っているストーリーと手軽にさまざまなバリエーションのカレーが食べられるという現代の食生活のニーズが合致していることから、シリーズで数十種類が発売されるヒット商品に育ちました。

横須賀市ではこうした軍艦や基地といったミリタリー調のブランドイメージだけでなく、風光明媚（めいび）な海の景色や三浦半島の豊かな野菜などの地域資源をもっと広く知ってもらえるような、地域を代表する新しい土産品をつくりたいと考えています。

市の関係者とあれこれ話して感じていたのが、将来的に人口減少に歯止めを掛けたり、持続的な関係人口を増やしたりするには、現在の「クール」や「かっこいい」「強い」といったイメージだけでなく、広く若い世

代の女性やファミリー層の興味を引く「おしゃれ」や「かわいい」「癒やし」といった要素も重要になってくるのではないかという点でした。現状では、まち歩きをしていてもこうした要素を感じさせるものはあまり見掛けません。

商品企画や販促を考えると「ストーリー」が大切だといわれます。ストーリーの中身は商品・サービスが生まれたいきさつや背景、そこに込められたつくり手の思いや技などさまざまです。こうした情報が伝わることで、消費者の心の中に驚きや共感、敬意や感動が生まれます。重要なのは、ストーリーを受け取る消費者が心を動かすポイントは、必ずしもつくり手が良いと思っていることそのままではないということです。同じ内容のストーリーでも伝える相手が違えば、伝え方も心に響くポイントも違ってきます。

ですから新しいストーリーづくりのために地域資源を調べるときは、それが持つ歴史的価値や希少性だけでなく、伝えたい消費者がどんな暮らしをしていて、そのストーリーからどんな驚きと感動を感じてもらえるかを念頭に置いて発掘する必要があります。

そんな視点で横須賀のまちをいろいろと歩いてみたら、興味深いものがたくさん見つかりました。中には地元の人には当たり前過ぎてストーリーを持っていると意識されていないものもありました。消費者目線でじっくりと育てていけば、遠くない将来、「これっさり」ではない新しい横須賀ストーリーが生まれてくるだろうと感じました。

日本商工会議所 早期景気観測 調査結果のポイント LOBO 調査 2021 年5月結果

業況 DI は、感染拡大に伴う活動制約から足踏み。先行きは、不透明感増す中、厳しい見通し。

・全産業合計の業況 DI は、▲25.0（前月比+0.3 ポイント）

・米国・中国などの海外経済の回復に伴い、需要増が続く半導体・電子部品関連や自動車関連の製造業・卸売業が堅調に推移した。一方、小売業では、緊急事態宣言に伴う活動制約・客足減少とともに、前年同月の買いだめ需要の喪失の影響を受けているとの声もあり、業況が悪化した。また、宣言が発令されている地域以外においても活動縮小が発生し、外食・観光関連では業績改善への対応に苦慮している状況がうかがえる。このほか、原材料費上昇によるコスト増加が業種を問わず、広く業況の押し下げ要因となっており、中小企業の景況感は厳しい状況が続く。

※今回の業況 DI は、比較対象の前年同月（2020 年 5 月）が感染拡大により全国で緊急事態宣言が発令されていた時期（中旬以降、順次解除）であることに留意が必要。

・先行き見通し DI は、▲33.6（今月比▲8.6 ポイント）

・ワクチン接種拡大による感染抑制効果や、海外経済回復に伴う電子部品関連の輸出増に期待する声が聞かれる。一方、変異株による感染拡大が収まらず、緊急事態宣言が延長されるなど先行き不透明感が増す中、活動制約の長期化への懸念に加え、製品・サービスの受注・売上減少による業績悪化、原材料費や燃料費の上昇による採算悪化を懸念する声は多く、先行きに対して厳しい見方が続く。

詳細は、日商ホームページ（ <https://www.jcci.or.jp/lobo/lobo.html> ）を参照。